

### 農林水産省「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
回答内容について承知いたしました。今回の回答を受けて、法令が許容する範囲内において、県と協議しながら当市の実情に応じた市場経営を行ってまいります。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	-	一宮市の提案及び農林水産省の見解を示した第1次回答について、通知により都道府県担当者に周知するとともに、毎年度実施している都道府県における卸売市場担当者の会議において農林水産省の見解を周知する。
土地の農用地区域からの除外は、市の農業振興を図るための基本的な方策に関わるものであるが、農家住宅やその後継者住宅の建築は農業の担い手の確保に直結することであり、農業の担い手の不足や耕作放棄地の増加が問題となっている現況においては、最後先されるべき事項であると考える。 そのため、軽微な変更として扱うことをご検討願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	農業振興地域整備計画の変更に係る都道府県知事への同意協議については、事前調整を含めた標準処理期間を設定するよう都道府県に通知しており、その実施状況について調査を行つたところ、法定協議について21都道府県、事前調整について33都道府県で未設定となっているところ。このことから、農業振興地域整備計画の変更手続に直接関わる都道府県の同意協議の迅速化を図る観点から、標準処理期間未設定の都道府県に対して標準処理期間を設定するよう改めて通知することとする。 これと併せて、農家住宅の建設に係る農業振興地域整備計画の変更事務手続の迅速化を図るために措置(1)次回答で開示することとしている3事項について周知することで、迅速化は図られると考える。 なお、農家住宅を建設すること目的として土地を農用地区域から除外するために行う農業振興地域整備計画の変更手続を軽微な変更として取り扱うことは、1次回答で述べた理由から適切ではない。
農地法施行規則第53条に位置づけられ、農地転用の許可が不要とされている独立行政法人水資源機構等については、公益性が極めて高い事業の実施等に伴うものや用地の選定について任意性が低いことなどから、周辺農地に係る営農条件への支障の有無について確認を行っていないものと考える。 JAXAによる保安用地取得についても、独立行政法人水資源機構等と同様であると考えるが、見解を示していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	独立行政法人水資源機構等は、法律において業務として設置する施設が示され、当該施設の設置に当たっては当然に土地の取得等が必要となるものであることから、農地転用を許可不要としているものである。なお、農地転用を許可不要としている施設の設置に当たっては、事前に農業上の土地利用との調整を行っている。 一方、JAXAの保安用地は、ロケットの打上げや作業期間中に地上の安全確保のために設置した警戒区域への関係者以外の立入規制を確実に行なうために取扱った土地等であるが、法律上、警戒区域内の土地等の取得等を義務付けているものではないことから、農地転用許可を不要としているものと同様に取り扱うことは困難である。
農林水産省一次回答は、本県提案に沿うものである。 ついては、早期に事務委任が実現するよう速やかな対応をお願いする。	-	-	-	-	-	農地集積・集約化等対策費に係る線越手続きについては、都道府県が国から交付決定を受けるもののうち、平成29年度から平成30年度に継り越すものより、都道府県知事への委任を行う予定とし、今後以下のスケジュールにより進めるとしているところ。 (1) 9月中旬に、各都道府県知事に対し線越事務の委任に対する同意の旨について照会文書を発出 (2) 10月上旬を目処に、各都道府県の意見を集約し、線越事務の委任を行う都道府県を特定し、公文書での確認を行う (3) 11月上旬を目指し、上記(2)において確認を行った都道府県より同意を得る (4) 12月上旬を目指し、農林水産大臣より各都道府県知事又は知事の指定する職員に線越手続きを委託する旨を通知し、あわせて財務大臣に通知
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、「中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行なべきである。」 本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、各事業分野の統合に際して最新の状況を全国として把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行なうとの連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管人臣事業分野ごとの汎用的な見解に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が専門に基づき認定することで安心が可能であると考える。 併せて、専計画を統合し、認定権を都道府県とすることも検討していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。	-	事業分野別指針については、POCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることだが、法務審議の際の国会附帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等、国側で一次情報をして常時把握する必要があり、これを確実に担保するためには、都道府県への委託(手挙げ方式を含む)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところでありで認定を行うことが適当と考える。

農林水産省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分										支障事例											
											団体名	支障事例										
82	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業の算出方法の明示	強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額よりも少なかっため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。	交付金の配分額の算定基準を示していくことで、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。	強い農業づくり交付金等における配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。	農林水産省	宮城県	福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県	○強い農業づくり交付金等においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。	強い農業づくり交付金等の予算配分に当たっては、施設導入による成果目標を事業実施主体が自ら設け、その内容をボーナス化してボーナスの高い順に配分する仕組みとなっている。また、同時に、達成困難な成果目標を設定して予算配分を受けることなどを防止する観点から、成果目標の達成度を予算配分に反映しているところである。											
83	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業の算出方法の明示	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札により助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。	ペナルティー規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等により画面に返送しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額の算出から入札請差が含まれている。	強い農業づくり交付金等における配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。	農林水産省	宮城県	福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県	○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティーとなって配分額の減額に反映されてしまことは、事業実施主体の事業費削減の効率に対する非合理的な取扱いであり、本県もそれに伴う負担が増えることとなる。	不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。										
84	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省が所管する補助金等の申請手続の早期開始について	交付額の内示後に行っている事務作業の円滑化、効率化に繋がる。	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産者支援交付金等農林水産省管轄の補助金等については、國から県へも行えるようになっていただけた。	必要な書類の準備期間の確保によって、確認作業等の精度向上が図られ、事業作業の円滑化、効率化に繋がる。	農林水産省大臣官房 経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の一部改正について	農林水産省	宮城県	福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市	○配分額が減額となつた場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行ひ、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な対応が望ましい。	原則、割当内示を受けて採択が決まった事業について、妥当性協議を行っているところ。一方で、希望時期を急ぐ農家の特段の理由がある場合は、割当内示前に協議を行ふことも可能なので、個別に御相談に応じたい。										
87	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可による公的利用のためには、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等について、は、土地収用法第26条第1項の規定によ告示要件を、不要としていた。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となつて、甲種農地が当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となつて、これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行つたが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があつた。	反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	農林水産省、国土交通省	宮城県、広島県	福井県、高松市	○当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるおり、制度の欠陥という指摘に同意である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地に適用できることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。	【農林水産省】農地法において、第1種農地は、おむね10ha以上のまとまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域の農地であって、高活性農業機械による營農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性を鑑み、甲種農地の許可申立ては、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が告示される事業に係る場合を含むこと例外的な場合に可能としている。										
110	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的に供する場合には、利用計画変更を行わなければならぬが、その手続きは複雑にかかるため、提出される書類が非常に多くなる。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定により、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に提出するものとしている。	漁港施設の目的外利用に係る利用計画変更の手続きが省力化及び簡素化されることで、当初計画時に想定していた以上の人口減少が進んだために利用率が低調になってしまった沿地などが、福井県が力を入れてトラックサーモン(ニジマス)やナマコの養殖や養殖などとして有効活用しやすくなる。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5章 漁港施設用地等利用計画の変更	農林水産省	福井市	ひたちなか市、熊本市	福井市等からの指摘の平成2年3月15日付通知については、平成21年4月1日の改正により、(6)漁港施設等面積計算表(別紙様式第9号)、(7)既設漁港施設の立地面積積算表(別紙様式第10号)の添付義務が廃止されたことである。	【国土交通省】(1)土地収用法に基づく事業認定について、土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地がおり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定が受けられることが可能である。										
						(2)利用計画変更手続(別紙様式第8号) (3)変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第7号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地等所面積積算基準(別紙様式第5号) (6)漁港施設整備資金計画書(別紙様式第9号) (7)既設漁港施設の立地面積積算表(別紙様式第10号) (8)現況写真	現在及び変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地利用実績調書(株式第6号) (6)現況写真						このように土地収用法上の考え方がある中、特に重要な農地である甲種農地について転用を許可するには、高い事業の必要性、事業が実施され確実性等が求められることから、事業認定の告示を要件としているところである。一方、土地収用該当事業に当たるということのみでは、具体的な事業の高い必要性や事業実施の確実性が認められないことから、御提携のよう当該要件を廃止することは適切ではない。									
						(2)漁港施設用地利用計画変更書(別紙様式第5号) (3)現況写真	なお、国土交通省に確認したところ、認定申請時点での土地の権利者の事業に対する賛否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定が受けられることが可能である。															
						(4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地利用実績調書(株式第6号) (6)現況写真	なお、支障事例に挙げられている事業についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向かう相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁にて周知することとする。															

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏ました追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
割当内示時に乗車をお知らせするとの回答だが、当方の要望は、国の基準「強い農業づくり交付金の配分基準について」の記載からは読み取れない算定基準(100%以上は100とし、0%未満は0とする)を明示していただきたいというもの。 割当内示の通知と併せてお知らせいたゞくとともに、これらの算定ルールも含めて、割当額となつた根拠をお示し頂きたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	該当する通知の改正に合わせて、算定方法を追記する。
10月末までに発生した誤差については不用額から除くことであるが、そもそも入札により誤差が発生することは事業実施主体の責によるものでは無いことから、不用額に含まれることは公平性の観点から合理性を欠くと考える。 なお、不用額調査を秋頃に行うことが基準等には特に定められておらず、H28年度強い農業づくり交付金においては、「10月末までに入札を行うこと」いう事務連絡が直前のH28.10.28付けでされただけだった。 不用額によるペナルティは事業実施主体の負担が増えることに繋がる重要なことなので、期限ぎりぎりの事務連絡という方法ではなく、国の基準に定める等明確化すべきであるとともに、秋頃の不用額調査については、入札料額より10月末までに契約を終えられない場合も多いことから、今頃に調査することとする又は現状よりも早期に入札が終えられるように、当該年度の予算成立後に速やかに割当内示を提示するなどの運用改善をお願いしたい。	-	【奈良県】 農作業や施設の利用計画等の都合により秋頃の不用額調査以降の入札になれば、これらの場合の入札額については不用額の算定対象となり、後々のペナルティとなって配分額が減額されることになる。 したがって、単年度予算主義と交付金の有効活用は理解できるが、配分額の減額を見越した交付金要求を助長する恐れもあるため、無駄な予算支出を抑制するためにも、不用額の算出に当たつて入札誤差を除外する必要があると考える。	-	前々年度の不用額の配分額への反映にあたって、不用額算出の基となる強い農業づくり交付金については、近年概ね4月上旬に地方農政局等から都道府県へ割当内示を実施しており、平成29年度は5月10日付で10月末までに入札を実施することに努めようとする地方農政局等に事務連絡を発出し、都道府県へ周知するよう依頼し、指導しているところ。この10月末の考え方については、平成27年度に都道府県における実施した本交付金の運用改善に係るアンケートにおいて、72%の都道府県が10月末までの入札時期とすることは対応可能であるとの回答によるものである。 平成28年度強い農業づくり交付金の最低入札率(要望段階の事業費に対する契約額の割合)は43.6%であり、また、入札率が60%以下の余剰となる配分額は事業ベースで4.4億円となっており、事業実施主体や都道府県が、要望段階において事業費及び要望交付金の精査を行なう必要があると考える。 以上について、事業要望を調査する段階で、3者以上の見積りを提出する地区については、配分基準の第3の規程から除外する方針で検討したい。なお、この場合は、見積り及び配分対象としている設計等にかかる経費については、交付申請前に行なうことから、補助対象となることになるのである。さらに、これを実施していただければ、交付決定後すぐに入札の公示にかかることができ、早期執行に寄与することも可能と考える。		
特段の理由がある場合には事前協議が可能とのことなので、本省だけでなく地方農政局にもその旨周知して顶くようお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	都道府県担当者会議（9～10月予定）を開催しており、その際に本件についても併せて周知を図り、事業主体にもお知らせ頂くようお願いしているところ。
甲種農地の重要性については認識しているところであるが、一方で、その例外的な転用許可条件を「土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けた事業」とした場合、土地の権利者の責否によって転用許可が左右されてしまうことから、「高い事業の必要性・事業が実施される確実性」を他の手法により判断すべきとの考え方により提案したことである。 各省からの回答では、「土地の権利者の責否にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる事業認定の要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能」とのことであり、支障事例は削除するものと考えている。また、「逐条解説土地収用法」といった文献ではその解説が曖昧であったことから、各事業認定庁あてに周知していただけることで、円滑な事業認定手続きに寄与されると思う。 以上を踏まえ、引き続き、本事業の円滑な事業認定の告示に向けて事業認定庁との調整を進めていくこととしたい。	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 土地収用法に係る事業認定要件についての解釈について、地方整備局に対し周知を図ることのできることが周知内容、周知方法及びスケジュールについて具体的にお示しいただきたい。 ○ また、併せて、地方公共団体へも同様の内容の周知をお願いしたい。	【農林水産省】 甲種農地の転用許可に係る考え方については第1次回答においてお示したとおりであるところ、本支障事例については、国土交通省から各事業認定庁に対し、事業認定に係る考え方の周知が図られると聞いています。 【国土交通省】 事務連絡にて、各地方整備局及び都道府県に対し、10月初旬までに、起業者の申請に係る事業について、その用地のうちに起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定を受けることが可能である旨、周知を図ることを考えている。	
-	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	-

農林水産省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に間に合わず、「農林水産業施設災害復旧事業の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日まで提出することによっており、その間に災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの期間を延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産省	岩手県	一	福島県、宮城県、青森県、山形県、秋田県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌県、兵庫県、福岡県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県當事業も含めて1月末まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請書の提出期限は災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、被災地に対する対応であるため、局地的災害の指定期間を超過する可能性がある。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条により、補助率増高申請書の提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、被災地に対する対応であるため、局地的災害の指定期間を超過する可能性がある。		
191	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要な手続を経ることなく、市町村との貸付協定の締結を要しないこと	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手續は、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。	特定農地貸付けに関する法律第3条	農林水産省	京都市、鳥取県、徳島県、寧波市	・本市単独で国に要望した経過あり。 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び相続税納税猶予の適用について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	-	-	方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付け第2条第5項第5号及び6号並びに特定農地貸付け規則第1条に基づき、特定農地貸付けの取扱いが取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けとの調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することされている。	方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付け第2条第5項第5号及び6号並びに特定農地貸付け規則第1条に基づき、特定農地貸付けの取扱いが取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定農地貸付けとの調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することされている。

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏ました追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○追加共同提案団体が10団体に及ぶなど、多くの地方公共団体が同様の認識をもつている。 ○また、近年、大雨等の大規模な災害が増加・激甚化の傾向にあるほか、過去には、東日本大震災で期限を延長している事例もあることから、災害の発生時期や規模、被災市町村の体制等を勘案し、より柔軟に対応していただけるよう検討願いたい。 ○あわせて、申請事務のさらなる簡素化について引き続き検討するとともに、技術職員の全国的な支援体制の構築など、申請書の提出期限の延長のみならず、支障事例が解消される方策を最大限検討願いたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	補助率増高申請書の提出期限については第1次回答においてお示したとおりであるが、今後、都道府県及び市町村において、当該申請に係る書類作成に必要な時間を極力確保するとともに、事務負担の軽減を図るため、農林水産者の書類審査の時期や内容を平成29年災害の申請より見直すこととした。
地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合において、「③農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブル解決や未然防止への協力等」については、御指摘のとおり、農業委員会としては、対応できないと考えられる。 一方、本市においては、こうした市民農園開設における諸課題に関して、市内で開設されている特定農地貸付け以外による市民農園も含め（平成27年度調査：特定農地貸付け7箇所、特定農地貸付け以外の市民農園73箇所）、協定の締結の有無に関わらず、調整や協力等を円滑に実施してきており、協定がないことよりトラブルに対応できなかった事例もない。 このことから、貸付協定を結ばなくても、特定貸付けを円滑に実施することは、可能であると考える。	—	—	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	—	「特定農地貸付け以外による市民農園」は、あくまで農業者が行う農作業を利用者（市民）に行わせているに過ぎず、利用者の行う農作業は経営者の指揮下にある一方、利用者に賃借権等を設定する「特定農地貸付けの市民農園」は、利用者自らが借り受けた農地で行う農業を主宰することとなり、また、利用者は一般に近隣住民、農業者等との関係性が希薄であるため、特にその対応には慎重になる必要がある。 さらに、新たに市民農園を開設するに当たっての農業用水の利用についても、関係者の理解を得るために市町村による協力が欠かせない。 このため、地域住民とのトラブルの解決及び未然防止、農業用水の利用調整等についての市町村による協力等が確実に行われるよう、貸付協定の締結は必要であり、単にこれまでトラブルに対応できなかつた事例がもって、貸付協定の締結が不要ということにはならない。

農林水産省「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見  【千葉県】農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することができるよう思われるため、引き続き要望をしたい。 【香川県】JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られるよう思われる。	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)  【法務省・厚生労働省】一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるは、技能実習法第8条第1項において「企業体としての組織力・安定性等を活用することができる」と考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同で一の技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である（北海道内の複数の農協について実績有）。具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。 【農林水産省】農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場はない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の複数の農協等について実績有）具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認められない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。	-	【千葉県】農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することができるよう思われるため、引き続き要望をしたい。 【香川県】JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られるよう思われる。	-	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	
○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。	-	-	-	【農林水産省】農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場はない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の複数の農協等について実績有）具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。	-	
現行では、補助申請及び実績報告時の作業量等が補助額に見合わないほど多くなっている。そのような状況を改善する点から、平成27年度以前の交付金制度に戻されたい。	-	-	-	平成30年度の食育事業は、「食料産業・6次産業化交付金」として予算要求をしている。 なお、交付金として予算措定された場合においても「補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法律」等の適用を受けることから、補助金事務については、基本的に本年度と同様の作業が必要になるが、その中で、合理化できる部分については、見直しを図って参りたい。	-	
今後は、審査体系の見直しによる速やかな交付決定をされ、予算を早期執行できるよう検討をお願いしたい。 併せて、可能であれば複数の事業に関する交付事務をそれぞれの事業を所管する農政局などの担当部局へ交付事務を委任する等の制度見直しをお願いしたい。	-	-	-	今後の本交付金の交付決定に当たっては、地方が早期に予算を執行できるよう国審査体系を見直して、迅速な交付決定に努めてまいりたい。 本交付金は、地域の自主性に基づく農山漁村地域の総合的な整備を趣旨とし、地方の裁量による彈力的、機動的な運用が可能な制度として創設しているため、仮にそれぞれの農政局などの担当部局が事業毎に交付事務を行うこととした場合、農・林・水横断的な予算の運用が出来なくなることや審査窓口が複数となる等、本交付金の趣旨にそぐわないものとなることから見直しは適切ではない。	-	
今年度も7月末時点で既に2回にわたる地区間相互の変更承認申請を行っており、年度内の変更回数も昨年度と同様となる見込みであることから、できる限り早期の対応を要望する。 遅くとも年度内には要綱が改正され、来年度からは新たな基準により進められるように調整して頂きたい。	-	-	-	「農地防災事業等補助金交付要綱第8」に定める地区相互間の経費の額の流用については、「土地改良事業関係補助金交付要綱第9」に準じ、農林水産大臣の承認を不要とするよう関係部局と調整した上で、遅くとも平成29年度中に改正する。	-	
貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。 今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われるが、早期に検討結果を周知して顶きたい。 検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。	-	-	-	(再検討要請なし)	-	
【全国町村会】提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。	-	-	-			

## 農林水産省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等は道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。 【支障事例】 土地開発公社は公拡法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能なため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて道路、河川等の用地として農地等を取得する場合は費用免除外とされている。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	・農地法第5条第1項第7号 ・農地法施行規則第53条第5号	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	一	板木県、熊本県、宮崎県、	○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、後復興の中長期化に寄与できる。 ○当市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱(土地開発公社の経理について(昭和54年12月19日自治政第136号)別添)第3章第8号により、市町に所有権を取得させているのが通例である。しかし、昨年度にあたる事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市の買戻し費用を補助対象に充てたため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるので認められない指摘がなされた。そのため、やむを得ず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこには至るまでは、雨水浸透遮害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また農地法の許可に時間を要したことで用地買収自体も遅延し、地権者に大変迷惑をかけることになった。 ○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元は異なる国やとの協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公用用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に發揮することで、より効率的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。	土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を先行取得した場合であっても、必ずしもその土地が地方公共団体が設置しようとする施設の用に供されるとは限らず、当該用途に供されない場合には取得した土地が土地開発公社から転売される可能性もある。	
294	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体等の要件の緩和	現在、本町においては、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを希望している。市民農園の開設主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとって法人化手続き等が高コスト感があり、法人化には消極的である。	市民農園整備促進法 特定農地貸付に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町	-	-	-	御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設をすることが可能である。 なお、自治会や町内会等の地縁による団体が市町村長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の継承主体となることができる(地方自治法第260条の2)ので、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することができる。 次市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設する市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地のみを想定している。	提案のように地方公共団体と同様の取扱いをすることは困難である。
310	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することができない土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続の緩和	公共事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程度いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。	道道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程度いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となり、相続登記が簡素化され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	-	福島県、埼玉県、千葉県、静岡県、浜松市、名古屋市、田原市、碧南市、豊橋市、愛知県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島県	○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名の登記料と相続関係の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、市町村にて対応した幅広い公共的そのための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってもらいたい。 ○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸防護の後回し工事において、事業用地として所有権保存登記がされており、表題部のみの49名の共有地を取得する必要があった。現所有者は時効取得を貴重の面で躊躇したことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理制度を選択し、裁判所から権限外行為許可の審査を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理制度の間で、訴訟・提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立ては議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立てを行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中) ○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な事例である。相続人の多くは所有者行方不明により用地取得を断念した事例もあった。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の間合いにより地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に規定されているように、地方自治体から取得を委託された「公共施設又は公用施設の用に供する土地」を取得するのであり、それ以外の用途に供したり、転売したりすることはありえない。 本県では、公社に土地の先行取得を委託する場合、国土交通省通知に従い、委託契約書において、①特定の事業に必要な用地として取得すること、及び②当該土地を本県が公社から買い戻すことを明記している。なお、総務省と国交省からの通知、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について」、土地開発公社関係者により、地方自治体が、土地開発公社と用地取得依頼契約を締結する際は、予算化債務負担行為として定めておなければならないとされおり、本県では当該通知に基づき債務負担行為を実施している。 また、「先行取得を行う段階での転用目的の実現の確実性」については、先行取得の目的が共通であることから、先行取得を行うのが、本県自ら、又は委託した公社によって、一般的に特に差異はない。	-	【栃木県】 土地開発公社は、根拠法である公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、また、その公的役割を十分踏まえながら、依頼元である国や地方公共団体から公共施設又は公用施設等の用に供する土地を同法に定める先買い制度に基づき先行取得している。 同法に定める先買い制度の運用においては、依頼元である国や地方公共団体が転用目的である事業を確實に実施し、土地開発公社から用地を買い戻すという信託関係により成り立つており、その信託関係に基づき土地開発公社とともに自らの資金調達により土地を取得していることから、土地開発公社を地方公共団体と同様に取り扱うことについて引き続き御検討願いたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	土地開発公社が先行取得した農地を委託先である地方公共団体が必ず再取得して転用行為を行なうことが、「公有地の拡大の推進に関する法律」により担保されるのであれば検討したい。 なお、総務省が公表した「平成27年度土地開発公社事業実績調査結果概要（平成28年12月）」によれば、平成27年度末時点土地開発公社が10年以上保有している土地は4,228ha（全体の69.3%）となっている。これは、長期間にわたり保有され本来の用途に供されない土地が多く存在することを表しているものと考えている。
任意団体の代表者名で農地を借り受けければ開設は可能であるが、町として想定している集落の代表者は基本的に数年で交代され、その都度、借り受けの契約を変更することは現実的ではなく、好ましい方法とは考えられない。また契約上、任意団体の名前なく個人の責任となれば、契約する本人も躊躇される。 地縁団体の仕組みについては承知しているが、近隣3集落が共同で運営している場合もあり、その場合は、その仕組みを活用することは難しいと考える。 代表者が変わった場合について、賃付協定、賃付規程、個々の利用者との使用に関する契約等に影響が及ばないような措置を講じていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。  【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ、引き続き検討していただきたい。	○ 権利能力なき社団名において、その代表者がその構成員を代表して権利を取得（総有）、市民農園を開設できるよう検討を行うべきではない。 ○ 権利能力なき社団の代表者が変わった場合について、賃付協定、賃付規程、個々の利用者との使用に関する契約等の効力に影響が及ばないよう、手続を簡素化する等の措置を講ずるべきではないか。	代表者の定めのある権利能力なき社団については、社団名において、その代表者がその社団を代表して市民農園の開設の申請を行うことができ、また、代表者が代わった場合にも市町村等に代表者の変更の届出を行うことで行政上の手續を完了することができる旨の通知を発出し、周知したいと考える。 なお、市民農園の開設に当たっては、地方公共団体等及び市民農園利用者と市民農園の開設者との間で農地の賃借権等の設定がなされるのが通常であるところ、民法上、権利義務の帰属主体は自然人又は法人とされていることから、市民農園の開設に当たって当該市民農園にある農地に係る権利の所在を明確にするためには、1次回答のとおり、市民農園整備促進法等による市民農園開設の申請者と実際に設定される賃借権等の帰属が一致する、社団の代表者である個人又は認可地縁団体等の法人による市民農園の開設が望ましいと考える。 (ある社団の代表者である自然人がその構成員を代表して締結した契約の効果の帰属や、当該代表者が変わった場合の契約の効力については、当該社団が権利能力なき社団であるかの判断も含めて、判例及び個々の契約の解釈によるものと認識している。)
所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。 関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。 国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したことごく。同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。 (参考URL : <a href="http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html">http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html</a> )